

条 例

議案 第2号 ▶ 可決

森林環境譲与税 基金条例

森林環境税及び森林環境譲与税に関する施策に要する経費の財源に充てることを目的として、森林環境譲与税基金を設置します。

問 森林環境譲与税の用途として、現在考えているものはあるか。

答 森林環境譲与税は、用途が限定されており、市では、ふるさとの森の整備、公園の木造ベンチ等の修繕などに活用している。今後は、策定予定の公共施設再編実行計画に基づく公共施設更新の際の木材利用に充てることも考えている。

総括質疑

問 国によると制度が始まった2019年度からの3年間で、市町村に配分されたのは約840億円。その47%に当たる395億円が活用されず眠っている。今回と同様に基金に積み立てられたということだ。荒川区などに見る自治体間連携による森林整備・植樹や丸太切り体験などで山林・林業がない自治体も本税を有効活用している。基金積立額の目安や使い道が曖昧になる点もある。市独自のガイドライン的なものを作成し、用いるべきである。

答 森林環境譲与税については、当該年度において木材利用に活用し、残額を基金に積み立てていく。基金に積んだ森林環境譲与税については、現在策定を進めている公共施設再編実行計画に基づき、公共施設を更新する際などの木材利用に活用していく。その際には、ガイドライン的なものを作成して活用していきたい。

議案 第4号 ▶ 可決

個人番号の利用に関する 条例の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、改正します。

問 「子ども医療費支給に関する事務等を定める」とあるが、「等」とは他に何かがあるか。

答 今後、個人番号照会ができるよう他自治体の条例も参考に、諸所の改正を行う。

議案 第7号 ▶ 可決

消防団の定員、任免、給与、 服務等に関する条例の一部改正

消防団員の報酬等が適切な水準となるよう見直し、消防団員の処遇改善を図るための一部改正です。

問 地震時の出勤報酬はどうか。

答 「水火災その他の災害」に地震災害が含まれており、地震時の出勤報酬が定められている。



5年度消防特別点検

議案 第8号 ▶ 可決

重度心身障害者医療費支給に 関する条例の一部改正

介護保険施設等が新たに住所地特例の対象とされ、重度心身障害者医療費においても障害者支援施設と同じ住所地特例を適用することになります。

このため、5年4月1日以降の介護保険施設等の入所者の重度心身障害者医療費は、入所前の住所地の自治体の負担となります。

問 制度が施行されると、市の費用等の負担はどのくらいになるか。

答 市の財政負担の増減は、受給者の医療の内容により金額が異なるため、算定することは困難となっている。

件数は、制度上、住所地特例の対象施設が多く存在し、他市町村から多くの受給者を受け入れていた市町村ほど支給件数は減少する。

逆に、今まで受給者が他市町村に転出していた市町村ほど支給件数は増加する。本市の施設に入所した者が他市町村でどの制度を利用しているかを確認できないため、影響額の把握は困難な状況である。

市内施設の指定管理者を指定

| 議案 | 施設名 | 指定管理者 |
|------|-------------|-----------------|
| 第17号 | しらおか 味彩センター | 有限会社 しらおか味彩センター |
| 第18号 | 梨選果センター | 南彩農業協同組合 |

(編集・レイアウト担当 尾嶋・中山)

議案 第9号 ▶ 可決

介護保険条例の 一部改正

第9期介護保険事業計画における総給付費の見込額に基づき、次期介護保険料を見直すものです。

問 介護サービス見込量で一番多い項目は何か。また、総合事業についても見込量は増えているのか。

答 訪問介護、通所介護等の居宅介護サービスが多い。また、施設サービス費も多くなっている。第9期の国の介護報酬改定によるプラス1.59%を見込んでいる。



介護サービス提供の様子

議案 第10号 ▶ 可決

指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する 基準等の一部を改正する省令 の施行に伴う関係条例の整理

指定居宅サービス等の事業におけるケアマネジメントの質の向上などのため、省令の施行に伴う改正を行うものです。

問 身体的拘束等の適正化の措置が行われていない時の罰則等はあるのか。

答 罰則はないが、6年に1回運営指導を行い、適正な取り扱いがなされているかを確認している。また、事業所が開催する運営推進会議でも運営状況を確認している。

運営指導の際、書類の不備等はあるが、重大な違反はない。

〈5年度一般会計・特別会計補正予算〉

| 議案 | 会計 | 補正前予算額 | 補正額 | 補正後予算額 |
|------|----------------------|----------------|--------------|----------------|
| 第16号 | 一般会計(第9号) | 199億 1333万 1千円 | 1億 7758万 5千円 | 200億 9091万 6千円 |
| 第21号 | 一般会計(第10号) | 200億 9091万 6千円 | 1787万 7千円 | 201億 879万 3千円 |
| 第22号 | 国民健康保険(第2号) | 46億 8812万 6千円 | 7699万 4千円 | 47億 6512万 円 |
| 第23号 | 後期高齢者医療(第2号) | 8億 4291万 1千円 | △ 5211万 6千円 | 7億 9079万 5千円 |
| 第24号 | 介護保険(第3号) | 40億 9291万 5千円 | △ 1713万 4千円 | 40億 7578万 1千円 |
| 第25号 | 白岡駅東部中央土地区画整理事業(第3号) | 2億 9771万 6千円 | △ 4295万 4千円 | 2億 5476万 2千円 |

(編集・レイアウト担当 細井・和賀)

議案 第11号 ▶ 可決

国民健康保険税条例の 一部改正

6年度以降の年度分の国民健康保険税の税率を改定するものです。

基礎課税額の被保険者均等割額を28,400円にするなどの改定が行われます。

議案 第12号 ▶ 可決

子ども医療費支給に関する 条例の一部改正

県内現物給付が開始されたことにより、受給資格者等の定義規定を追加するものです。

問 4年10月から県内現物給付が始まったが、申請漏れ等は無くなったのか。

答 県内の医療機関の受診分は、現物給付が開始されたことに伴い、申請漏れはない状況である。県外医療機関の受診分や高額療養費に該当となる医療費は、従来どおり申請が必要になるので、今後も申請漏れがないよう周知していく。

議案 第13号 ▶ 可決

ひとり親家庭等の医療費の 支給に関する条例の一部改正

県内現物給付が開始されたことにより、受給者等の定義規定を追加するものです。

問 受給資格の対象者について、「日本国内に住所を有しないもの」を追加しているが、これは何を想定しているのか。

答 国籍の要件はない。「日本国内に住所を有しない者」を追加したのは、ひとり親家庭等医療費受給者と児童扶養手当受給者は、対象者が重なるケースが多いことから、同様の要件になるように整理を行ったものである。

